

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		社会福祉法人の吸収合併の認可
根拠法令及び条項		社会福祉法第50条第3項
所管部課係名		総合福祉部福祉政策課福祉政策係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (法令の規定により基準が言い尽くされているため)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定 (令和2年10月1日最終変更)